

農業者等の皆様へ

## 農業労働力確保緊急短期雇用創出事業のご案内

久留米市では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人手が不足している農業者等の支援と、働く場を失った方などの短期的な雇用対策を目的として、福岡県緊急短期雇用創出事業を活用し、以下のとおり「農業労働力確保緊急短期雇用創出事業」を実施します。

### 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により働く場を失った方などを農業者等が短期に雇い入れた場合、以下の経費相当額を久留米市が農業者等に補助金としてお支払いします。

希望される方は令和2年8月20日(木)までに交付申請書を提出ください。

○補助対象となる経費

- (1)賃金（ただし、1時間あたり最低賃金841円を上限とします）
- (2)社会保険料事業主負担分（加入が必要な場合）

○補助対象期間

令和2年6月23日から令和2年10月31日まで(最長3ヶ月分)  
ただし、令和2年6月23日以降に雇用契約を締結したものに限る。

### 補助対象となる農業者等

久留米市在住の農業者、農業法人

### 雇用の対象となる人

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する人

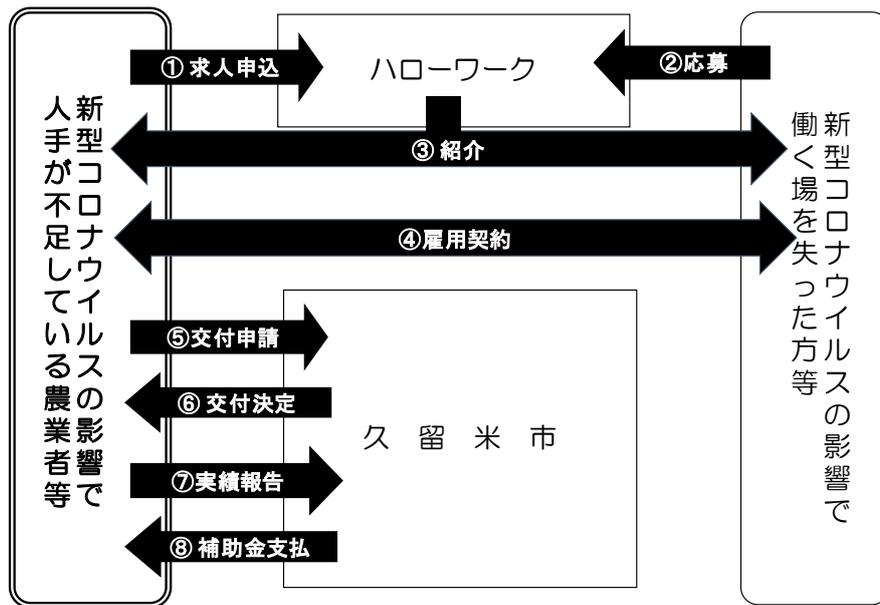
- 解雇や勤務日の減少により、就業機会が減少したアルバイトに従事していた人(学生、留学生を含む)やパートタイム労働者等
- 離職を余儀なくされた正規雇用労働者
- 就業や受注の機会が減少した個人事業主
- 企業などから内定取り消しを受け求職中の人
- 失業中であった者で、さらに就労が困難になった人
- その他、新たに就労が必要となった人  
(例) 保護者の収入減少に伴い、新たにアルバイト就業が必要になった学生等  
家族の離職などにより、新たに収入を得る必要が生じた人

### 注意事項

1. 補助金交付申請額が予算枠に達した時点で受付を終了します。
2. この事業で新たに雇い入れを行うにあたり、すでに雇い入れている人を合理的な理由なく解雇してはいけません。

裏面に続きます

## 事業の流れ



## 手続きと必要書類

項目	説明	必要書類等
①求人申込	ハローワークに求人を申し込んでください。 初めて申し込む場合は、事業所登録が別途必要です。 ※求人票の特記事項欄に 「福岡県緊急短期雇用創出事業関連求人」 と記載してください。	詳細はハローワークにお尋ねください。
	交付申請時に求人受付票の写しを市へ提出してください。	—
②応募 ③紹介	求人に対して応募があれば、ハローワークが仲介します。	—
④雇用契約	面接等により、採用の可否はご自身で決定してください。	—
⑤交付申請	雇用人数、期間、賃金などの計画に基づき、必要書類を添えて申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等交付申請書(第1号様式)</li> <li>・事業実施計画書(様式A)</li> <li>・対象要件確認書(様式B)</li> <li>・求人受付票の写し</li> <li>・役員名簿(第14号様式) ※役員名簿は法人のみ</li> </ul>
⑥交付決定	市は申請内容を審査し、補助金交付を決定します。	—
⑦実績報告	補助対象期間が満了した日から30日以内に必要書類を添えて実績を報告してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書(第10号様式)</li> <li>・事業実施報告書(様式C)</li> <li>・雇用契約書の写し</li> <li>・賃金台帳の写し</li> <li>・労働者名簿の写し</li> </ul>
⑧補助金支払	実績報告を審査し、補助金をお支払いします。	・補助金請求書
その他	これらの書類以外にも、必要な書類の提出をお願いすることがあります。	

## 申請先及び申請書類の設置場所

農政部農政課(電話:0942-30-9163)

田主丸総合支所産業振興課(電話:0943-72-2110)

北野総合支所産業振興課(電話:0942-78-3569)

城島総合支所産業振興課(電話:0942-62-2115)

三潨総合支所産業振興課(電話:0942-64-2315)

### 【お問い合わせ先】

久留米市 農政部 農政課(担当:佐藤)

〒830-8520 久留米市城南町 15-3

TEL0942-30-9163 FAX0942-30-9717

E-Mail : nousei@city.kurume.fukuoka.jp